

(書式 4 - 5)

加害者たる運転手が業務中であり、勤務先の会社も使用者として示談の当事者に入れる場合の交通事故の示談書

示 談 書

〇〇〇〇（以下「甲」という）と△△△△（以下「乙」という）及び株式会社〇〇〇〇（以下「丙」という）とは、後記交通事故（以下「本件事故」という）に関して以下のとおり示談する。

第 1 条 乙及び丙は連帯して、甲に対し、甲が受領済みの自賠責保険金〇〇〇〇〇円以外に、金〇〇〇〇〇円を、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、甲名義の銀行口座（〇〇銀行〇〇支店普通預金、口座番号〇〇〇〇）に振込送金して支払う。

第 2 条 乙及び丙が、前条の金員の支払いを怠った場合、平成〇〇年〇〇月〇〇日から支払いを完了するまで、年〇〇パーセントの割合による遅延損害金の支払義務を負う。

第 3 条 甲及び乙・丙は、本件事故について、本示談書に記載する金員を全額支払うことにより、全て円満解決したこと及び本示談書に記載したもの以外甲と乙・丙との間に何ら債権債務のないことを相互に確認する。

交通事故の表示

日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇〇時ころ  
場 所 〇〇市〇〇町〇〇番地先路上  
態 様 丙の業務上乙が運転する普通貨物自動車（三河〇〇り〇〇〇〇所有者株式会社〇〇〇〇）が信号待ちしている甲に接触し、甲に大腿骨骨折等の傷害を負わせた事故

本示談成立の証として、本書3通を作成し、甲乙丙各1通を所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲



住 所

乙

住 所

丙 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

## 解説

(加害者たる運転手が業務中であり、勤務先の会社も使用者として示談の当事者に入れる場合の交通事故の示談書)

加害者が、勤務先会社の業務で自動車を運転中に交通事故を起こした場合加害者本人の他に、勤務先会社の民法第715条の使用者責任及び自動車損害賠償保障法第3条の運行供用者責任を負う。

加害者本人と勤務先会社は、被害者に完全な満足を与えるよう不真正連帯債務の関係と解されている。

(印紙)

本件の文書には、印紙は不要である。

